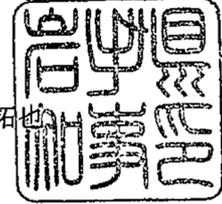


水振第 290 号
令和 5 年 7 月 21 日

岩手海区漁業調整委員会
会長 大井 誠治 様

岩手県知事 達増 拓也



令和 5 管理年度における岩手県の特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚））の漁獲可能量の変更について（諮問）

令和 5 管理年度におけるくろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 16 条第 1 項の規定による知事管理漁獲可能量を変更したいので、同条第 5 項で準用する同条第 2 項により、貴委員会の意見を求めます。



担当：農林水産部水産振興課
資源管理担当 平嶋
Tel：019-629-5815
Fax：019-629-5824

(案)

令和5管理年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間をいう。）における岩手県の特定水産資源の漁獲可能量のうち、くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）について、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項に定める数量を、次のとおり変更する。

特定水産資源	管理区分	採捕に係る水域	管理の手法	知事管理 漁獲可能量	備考
すけとうだら 太平洋系群	全ての漁業	左記漁業がすけ とうだら太平洋 系群の採捕を行 う水域	漁獲量の総量	現行水準	
するめいか	全ての漁業	左記漁業がする めいかの採捕を 行う水域	漁獲量の総量	現行水準	
くろまぐろ （小型魚）	全ての漁業	中西部太平洋条 約海域	漁獲量の総量	96.800 トン	
くろまぐろ （大型魚）	全ての漁業	中西部太平洋条 約海域	漁獲量の総量	64.900 トン	

令和5管理年度における岩手県の特定水産資源（くろまぐろ(小型魚)、くろまぐろ(大型魚)）の漁獲可能量の変更について

改正後						現行					
令和5管理年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間をいう。）における岩手県の特定水産資源の漁獲可能量のうち、くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）について、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項に定める数量を、次のとおり変更する。						令和5管理年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間をいう。）における岩手県の特定水産資源の漁獲可能量のうち、くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）について、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項に定める数量は、次のとおり変更する。					
特定水産資源	管理区分	採捕に係る水域	管理の手法	知事管理漁獲可能量	備考	特定水産資源	管理区分	採捕に係る水域	管理の手法	知事管理漁獲可能量	備考
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
くろまぐろ(小型魚)	(略)	(略)	(略)	96.800 トン		くろまぐろ(小型魚)	(略)	(略)	(略)	95.760 トン	5.040トン (5%)を 県の留保と する
くろまぐろ(大型魚)	(略)	(略)	(略)	64.900 トン		くろまぐろ(大型魚)	(略)	(略)	(略)	57.855 トン	3.045トン (5%)を 県の留保と する
<p>改正理由</p> <p>くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）の回遊状況等を踏まえ、漁業法（昭和24年法律267号）第16条第1項の規定による知事管理漁獲可能量を変更する。</p>											